

議案第24号

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布されたことに伴い、男女共同参画社会の実現のため印鑑登録及び証明に関して旧氏の併記を可能とし、併せて性的少数者の方への配慮を図るためこの案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

勝山市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和 44 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(登録の資格) 第2条 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき <u>住民票に記載</u> されている者は、1 人 1 個に限り印鑑登録を受けることができる。ただし、成年被後見人及び 15 歳未満の者は、この限りでない。	(登録の資格) 第2条 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、 <u>勝山市が備える住民基本台帳に記録</u> されている者は、1 人 1 個に限り印鑑登録を受けることができる。ただし、成年被後見人及び 15 歳未満の者は、この限りでない。
(登録印鑑) 第4条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができる。 (1) <u>住民票に記載</u> されている氏名、 <u>氏若しくは名又は氏名</u> の一部を組み合わせたもので表しているもの	(登録印鑑) 第4条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録することができる。 (1) <u>住民基本台帳に記録</u> されている氏名、 <u>氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第 30 条の 16 条 1 項に規定する通称をいう。以下</u>

<p>(2) 住民票に記載されている通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又はその一部を組み合わせたもので表しているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号に規定する印鑑であつて、住民票に記載されている名又は通称のうち名に相当する部分が、ひらがな又はカタカナに替えられているものについては、当該印鑑を登録できるものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 職業、<u>その他の事項をあわせて</u>表しているもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認書が提出されたときは、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表しているもの (削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号_____に規定する印鑑であつて、住民票に記載されている名又は通称のうち名に相当する部分が、ひらがな又はカタカナに替えられているものについては、当該印鑑を登録できるものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 職業、<u>資格、その他の氏名、旧氏、又は通称以外の事項を</u>表しているもの</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認書が提出されたときは、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>
--	--

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名 (_____)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>外国人 住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏 名及び<u>通称</u>)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 男女の別</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名 (<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載</u> (法第 <u>6条第3項の規定により磁気ディスク</u> (これに準ずる方法によ り一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以 下同じ。) をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同 じ。) がされている場合にあっては<u>氏名及び該当旧氏</u>、外国人 住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては、氏 名及び<u>当該通称</u>)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。